令和８年度 一般財団法人北秋田市スポーツ協会スポーツ賞表彰規程

第１条　この規程は、一般財団法人北秋田市スポーツ協会(以下「本会」という)が、北秋田市の体育・スポーツの振興に寄与し、その成績が顕著な者に栄誉を顕彰するために必要な事項を定める。

第２条　本会スポーツ賞は、功労賞・特別栄光賞・栄光賞・奨励賞とし、本規程により授与する。

第３条　功労賞は、毎年度次の各号に該当する者の中から選考する。
（１） スポーツに深い理解と熱意を持ち、人格高邁で他の模範となる者。
（２） 市並びに地域スポーツの普及振興に著しく功績のあった者。
（３） 選手育成と競技力向上に著しく貢献した者。

第４条　特別栄光賞・栄光賞・奨励賞は、個人賞及び団体賞とし、毎年度別表に定める者の中から選考する。

第５条　受賞候補者の推薦は、次の手続による。
（１） 本会加盟単位協会長、市内小・中学校長、県内高校・特別支援学校長、市内スポーツ少年団代表、障害者スポーツ協会長、特体連会長が、本会長あて資料を添えて推薦する。
（２） 本会長の推薦する者は、直接選考委員会に提示する。
（３） 推薦提出日は、当該年度の１２月２０日とする。ただし、スキー競技に係る推薦については、２月２０日までとする。

第６条　選考委員会は、正副会長、業務執行理事及び理事で構成する。

第７条　当該年度において、第４条に定める個人賞が２以上に該当するときは、いずれかの一つとする。

第８条　第２条・第３条の定める基準のほか、特に北秋田市のスポーツ振興に貢献した者には、賞を授与することができる。

第９条　受賞者にふさわしくない行為があるときは、受賞者名簿から除籍する。

第１０条　この規程は、本会理事会で変更することができる。

附　則　この規程は、平成１８年１１月２８日から施行し、平成１８年１１月２８日から適用する。
この規程は、平成１９年１２月４日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。
この規程は、平成２７年1月１４日から施行し、平成２７年1月１４日から適用する。
この規程は、平成２７年１２月１６日から施行し、平成２８年1月１日から適用する。
この規程は、平成２９年１０月２５日から施行し、平成２９年１０月２５日から適用する。
この規程は、平成３０年１０月２４日から施行し、平成３０年１０月２４日から適用する。
この規程は、令和2年１０月１６日から施行し、令和2年１０月１６日から適用する。
この規程は、令和3年１０月１３日から施行し、令和3年１０月１３日から適用する。
この規程は、令和5年１２月５日から施行し、令和5年4月１日から適用する。
この規程は、令和6年１０月１５日から施行し、令和6年4月１日から適用する。
この規程は、令和7年１０月１４日から施行し、令和7年4月１日から適用する。
この規程は、令和8年3月１１日から施行し、令和8年4月１日から適用する。